相続税法施行令（昭和二十五年政令第七十一号）	第一条の十第五項第一号	地方税法の規定を適用して計算した事業税の額	地方税法の規定を適用して計算した事業税の額（当該贈与又は遺贈があつた日の属する事業年度が東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号。以下「特別措置法」という。）第四十五条（課税事業年度）に規定する課税事業年度（同条第三項の規定により課税事業年度とみなされる事業年度を除く。第三十三条第一項第一号において「課税事業年度」という。）である場合には、当該法人税の額を特別措置法第四十四条（基準法人税額）に規定する基準法人税額とみなして特別措置法第四十七条（課税標準）及び第四十八条（税率）の規定を適用して計算した復興特別法人税の額を加算した金額）
	第三十三条第一項第一号	事業税の額	事業税の額（当該贈与又は遺贈があつた日の属する事業年度が課税事業年度である場合には、当該法人税の額を特別措置法第四十四条（基準法人税額）に規定する基準法人税額とみなして特別措置法第四十七条（課税標準）及び第四十八条（税率）の規定を適用して計算した復興特別法人税の額を加算した金額）
地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）	第九条の七第二項	控除限度額又は同法第八十一条の十五第一項に規定する連結控除限度個別帰属額	控除限度額に東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号。以下「特別措置法」という。）第五十条第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額を加算した金額又は法人税法第八十一条の十五第一項に規定する連結控除限度個別帰属額に特別措置法第五十条第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額を加算した金額
		（同法	（法人税法
	第九条の七第四項	規定並びに	規定、特別措置法第五十条の規定並びに
		は、国税の控除限度額に	は、法人税法第六十九条第一項に規定する控除限度額又は同法第八十一条の十五第一項に規定する連結控除限度個別帰属額（以下この項において「法人税の控除限度額」という。）に
		により、国税の控除限度額	により、法人税の控除限度額
		には、国税の控除限度額	には、法人税の控除限度額
	第四十八条の十三第二項	規定並びに	規定、特別措置法第五十条の規定並びに
	第四十八条の十三第五項	は、国税の控除限度額に	は、法人税法第六十九条第一項に規定する控除限度額又は同法第八十一条の十五第一項に規定する連結控除限度個別帰属額（以下この項において「法人税の控除限度額」という。）に
		により、国税の控除限度額	により、法人税の控除限度額
		には、国税の控除限度額	には、法人税の控除限度額
税理士法施行令（昭和二十六年政令第二百三十七号）	第三十三条第五項	第百五十一条	第百五十一条（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第六十条において準用する場合を含む。）
石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十四年政令第四十二号）附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第一条の規定による廃止前の石炭鉱業構造調整臨時措置法施行令（昭和三十五年政令第二百四十七号）	第三条第一項	掲げる法人税の額	掲げる法人税の額に相当する金額及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第五十三条第一項の規定により提出した申告書に記載した同項第二号に掲げる復興特別法人税の額
		法人税の額又は	法人税若しくは復興特別法人税の額又は
	第三条第二項及び第三項	法人税の額	法人税及び復興特別法人税の額

2　租税特別措置法施行令第三十九条の十二の二の規定は、法第六十三条第十項において準用する租税特別措置法第六十六条の四の二の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同令第三十九条の十二の二第四項中「納税の猶予」」とあるのは、「納税の猶予」（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第六十三条第十項（復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）において準用する場合を含む。）」と読み替えるものとする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第三条第八項、第五条、第七条第一項、第八条、第九条及び第十条（同条第一項の表法人税法施行令の項（法人税法施行令第百五十五条の十七に係る部分に限る。）、租税特別措置法施行令の項及び租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令（昭和六十二年政令第三百三十五号）の項に係る部分に限る。）の規定は、平成二十五年一月一日から施行する。